

JSA25 総学平和問題分科会の開催に当たって

亀山 統一 KAMEYAMA Norikazu (琉球大学・沖縄支部)

1. 辺野古訴訟、沖縄県敗訴の衝撃をこえて

辺野古埋立事業において、沖縄防衛局の用途・設計の変更の承認申請への承認を 2023 年 12 月 28 日に国交大臣が代執行し、2024 年 1 月 10 日、沖縄防衛局は大浦湾側工事を着工した。

累次の県民大会、名護市民投票、沖縄県民投票で示した沖縄県民の意思を、政府は無視してきた。そこで、沖縄県が行ったのは、政府と対話を求め、県民を代表して基地建設断念を訴え続けることと、政府に対して、法令により知事の権限を行使できる手続において正当にその権限を行使して、結果として基地建設を止めることであった。

公有水面埋立法にもとづき、環境や防災の観点から承認取り消しや変更申請不承認した場合、また、漁業法や県条例にもとづき、予定地の造礁サンゴ類の移植を不許可とした場合、政府は覆しようがなく、事業は確実に止まる。沖縄県知事はこれらの事案で慎重に手続を進め、論拠を固めて判断を下した。政府が裁判でこれに対抗しても知事が勝訴できる準備を整えたのである。だが、知事は敗訴し続け、上記の代執行に至った。当然一連の国側主張にも判決にも大きな無理があり、辺野古問題に留まらず、日本の法治、憲政において重大な禍根を残す判例が堆積してきたのである。

こうして、(1)「私人なりすまし」で沖縄防衛局が埋立を所管する国交大臣に知事判断の審査を求める→(2)国交大臣が知事の処分を取り消す→(3)従わない県知事には是正の指示を行う→(4)知事が裁判所に訴えても、知事は国交相の指示に拘束されるという判決が必ず下る→(5)知事は国交相の判断どおりの判断をし直すか、または、最初の判断と違う理由で判断する自由しかない→(6)知事が従わないでいると、国交大臣は代執行訴訟を提起できる、という一本道が敷かれた。沖縄県民の意思を踏みにじる方法が確立された。

断層、軟弱地盤、工期についての県知事の判断の是非は、どこでも顧みられない。この状況に、沖縄県民は「八方塞がり」だと感じた。

県民は辺野古埋立を支持しない一方で、反対の取り組みをどんなに正当・誠実に行っても勝機を見いだせない。政府は埋立事業を強行できるが、しかし、軍事目的を達成する基地を完成できる保障も、県民に基地との共存を受け入れさせる手段ももたない。つまり、辺野古新基地とは、政府にとってもその程度の重要性しかない存在である。

すると、日米同盟再編強化の本質は、辺野古だけではなく、「安保 3 文書」を実現させる政策全体から理解する必要がある。

2. 「オール沖縄」を越える沖縄県民の課題

琉球列島全体で、そして本土でも、自衛隊と米軍の基地・部隊の強化が著しい。沖縄県内でも、自衛隊の新基地建設・新部隊の配置、浦添新軍港の建設準備等が急速に進んでいる。重要土地法の区域指定をはじめ、新たな負荷もかかっている。これらは、「オール沖縄」の「建白書」当時になかった課題である。沖縄県が、辺野古埋立には反対しつつ、浦添軍港の埋立造成を推進するならば、二重基準との批判をまぬがれないだろう。

法律に基づく正当な手続により示した「オール沖縄」の意思が三権によって封じ込められ、なお県民運動を進める余地が見えない。だからこそ、保革を超えて住民が一致できる、今沖縄の進むべき道、実現すべき願いを再び集約し、ボトムアップ的に運動をつくり出す必要がある。それを県民に求めるのは過酷な要求だが、島と住民の命を守るために、避けることはできない。

3. 国全体をつくりかえる試み

基地強化は沖縄だけの問題ではなく、各地で重大な矛盾を生み出している。例えば大分市では、大学や小学校に隣接して大型弾薬庫が新設されよ

うとしている。ここがミサイル攻撃を受ける心配がない国際情勢ならば、敵基地攻撃能力を獲得する必要などないし、実際に攻撃を受けそうならば、そのとき住民の命はないのである。仮に軍事力によって日本の国境線や国益を守れるものだとすると、守られる国益とは住民の生命財産や自然環境ではないことが、あまりにも露骨である。

国立大学への運営費交付金や私学助成が削減され、大学は疲弊している。国大協の「もう限界です」との声明は、悲痛な叫びであるとともに、開き直りの宣言でもある。安全保障技術研究推進制度への大学の雪崩を打ったような応募拡大は、東大の学費値上げの発表と同根であり、いわば大学は沖縄と同じ理不尽を背負っている。

急速な軍拡（当初予算額の増大のみならず、補正予算が駆使されていることに注意を要する）に加えて、セキュリティクリアランス制度など、安保3文書の具体化は急速に進行している。

日本国内で大きな変化が進行しているなかで、ウクライナ戦争・ガザ戦争（レバノン、イエメンにも拡大）は、「無法な侵略者に対しては軍事力でしか対抗できない」「常に住民、弱者が犠牲になっている」のどちらの見方の根拠にもされている。韓国で核兵器保有への支持が高まり、また、石破首相が就任直前に米軍の核兵器の「共有」を提起したのも、フィンランドやスウェーデンのNATO加盟も、こうした、戦争の映像が国民世論に及ぼす効果の両義性を反映した逆行である。

さらに、おそらくイスラエルが、ポケベルという純粋に民生用の通信機器に爆薬を仕込み、街中で爆発させて多数の死傷者を出した。戦場、戦闘という概念が目の前で塗り替えられている。

今後も、一層容認しがたい戦争犯罪行為が起っていくだろう。あるいは、気候危機がはっきりと食料や水の確保、安全な居住を困難にする事案が日常化するだろう。これらは、明らかに今の社会の変革を促す警鐘であり、非軍事で持続可能な社会をつくる根拠となるべきである。だが、それは軍事力による国益の確保の必要性の根拠にもされうる。これらを「戦争する国」への推進力にさ

せないことに、科学者運動は注力すべきである。

4. 深い対話ができるこそ平和の文化が育つ

演者は琉球大学の共通教育（一般教養）科目「核の科学」の3コマを担当して、沖縄の基地問題について講義している。第1回目は、現在の沖縄にある軍事基地の概要を説明し、地上戦から米軍占領に至る歴史の中で、基地が建設されてきた経緯を明らかにする。第2回目は、復帰により憲法を持ち住民が主権者となった沖縄から、核兵器が撤去されるなどした一方、基地が存続し、冷戦後も現在まで再編強化が進んできたことを明らかにする。それは中国・北朝鮮に対する軍事的抑止政策とされているが、実際に軍事的に中国を阻止すれば沖縄は必ず戦場となり、勝敗に関係なく住民もまちも自然も破壊されるという、当たり前の事実を提示する。第3回目には、戦後の沖縄、日本、世界で、市民、科学者そして被爆者が、いかなる活動をして核戦争を阻止するなどしてきたかを説明する。軍事によらない抑止は確かに実効を上げたし、平和運動家はただ「戦争反対」「九条守れ」と唱えるだけなのではなく、全力で社会運動をしてきたのだという事実が理解される。

受講生の多くは、軍事基地はあって当たり前、日米同盟は平和に不可欠、米軍や自衛隊は自分たちを守ってくれ、それ以外に中国の脅威から身を守る方法はないとの常識に、疑問を持ったことがない。一方、政府が安全保障政策を劇的に変えてきたこと、このままでは気候変動で戦争以上に死者が出る日が来ること、軍拡のために気候変動対策に注力できないことには、全く気付いていない。4時間半の講義と3回のレポート作成を経て初めて、「よく知らないまま常識だと思っていた」状態から脱却し、安全保障や環境保全の問題について自ら考える視点や材料を得るのである。

SNSでの会話やYouTubeの短い動画では決して得られない、多くの情報と論理の積み重ねこそが、持続可能な社会をどうつくるのかということを考えるために必要である。現代の風潮と正反対の、深い対話をつくっていく努力をすること自体が、平和の実現のための課題である。

日本の軍事国家化と地方自治の危機 —辺野古裁判と改正地方自治を素材にして—

徳田 博人 TOKUDA Hiroto (琉球大学・沖縄支部)

1. はじめに

「国や自治体、それに関連する法は、誰の、何のために存在するのか。また、日本は民主的法治国家なのか。」—近年、法治主義や地方自治が「国」そのものによって形骸化・侵害される事例が多く見られることから、このような問いを立てざるを得ない。その典型的事例が、政府が強硬に進める辺野古新基地建設とそれを追認する最高裁判決といえる。また、国は、軍事化を推し進めるために、今(2024)年 6 月、地方自治法を改正し、国の関与制度の特例（補足的指示権等）を設けて、自治体が国の立場に立つことを強要する規定を設けた。（注：「関与」とは、*国の行政機関が、地方公共団体に対してその事務処理に関して適法性・適正性を確保するために行われる行為（指示は権力性をともなう行為）を指す法律用語である。*）

この報告では、国と地方自治体の対等性を実現したはずの 1999 年地方分権改革の限界という側面が、辺野古裁判で顕在化したこと、そして、その負の側面を拡張して、改正地方自治法は「平時から非平時」という名の下で、人権保障としての地方自治（分権国家の地方自治）を、有事体制としての地方自治（集権国家の地方自治）に変容させる規範内容を孕んでいることを紹介し、これらの問題点を明らかにしたい。

2. 地方分権改革の意義と限界

1999 年分権改革以前には、自治体を「国の下請け機関」とみなす機関委任事務制度があり、自治体は、一方において国の立場に立つ側面と、他方で住民の側に立つ側面との矛盾する 2 つの側面をあわせもっていた。分権改革により機関委任事務が廃止され、国と自治体の関係は、上下・主従の関係から対等・協力関係に改められ、自治体の事務は、自治事務と法定受託事務とに分けられた。

また、国と自治体の対等・協力関係を確保するために、国の関与に係る基本ルールとして、自治体の自主性・自立性の尊重の原則、国の関与の法定主義や抑制（比例）原則などが地方自治法に規定され、さらに、国の関与をめぐる紛争処理を、行政内部の公正・中立な第三者機関である国地方係争処理委員会に委ね、その判断結果に不服がある場合には、裁判所の判断により解決を図るという争訟処理の仕組みが採用された。

しかし、分権改革は、新自由主義的性格も強く持ちながら、福祉・医療・教育分野の縮小と外交・防衛・経済の分野の拡大を図る中央政府機構改革と連動する側面もあり、「この国のかたち」としての地方分権「改革」は、福祉国家の消滅と、安保体制に対応できる「強い国家」づくりでもあった（晴山一穂『現代国家と行政法学の課題』（日本評論社、2012 年）第 1 章参照）。分権改革の「強い国家」・安保体制への対応という側面・限界が、辺野古裁判（特に、国の主張）において顕在化することになる。

3. 辺野古訴訟最高裁判決の問題点

一連の辺野古裁判（争訟）で、沖縄県は、沖縄の基地の過重負担及びそれに起因する人権や環境の侵害を訴え、地方自治や民主主義の根幹が問われる裁判と位置付けて国と争った。これに対して、国は、東アジアの脅威を煽り、基地やオスプレイの存在によって、国民の安全が確保できると主張した。

最高裁判所（第一小法廷）は、一連の辺野古裁判において国の判断に追従するばかりであった。すなわち、①沖縄防衛局が国民の権利救済のための行政不服審査制度を利用して私人になりすましたことを荒っぽい理由付けで認め（2020 年 3 月 26 日判決）、②国土交通大臣による取消裁決に対

する抗告訴訟（行政事件訴訟法 3 条）では県には訴訟適格性がないとし（2022 年 12 月 8 日）、③2023 年 9 月 4 日に、地方自治法上の関与取消訴訟で、国土交通大臣の取消裁決の拘束力を根拠に事実認定を省略する審理により県を敗訴とした。

④2024 年 2 月 29 日、埋め立て変更承認申請を巡る代執行訴訟では、県の上告を不受理とする決定をした。これにより、2023 年 12 月 20 日の福岡高裁那覇支部判決が確定し、代執行訴訟においても司法は実質審理をしない先例をつくった。これらの判決の結合によって、国は自ら申請し、自治体の権限を国自ら代わって行使でき、その過程で司法のチェックも機能しないという、国の専断（自治権の侵害）を可能とする仕組みが完結した。

日本国憲法は、国家の軍事化を防ぎ、立憲的民主的国家を形成するために、「三権の分離」、「公と私の分離」、「中央政府と地方政府の分離」などを憲法運用の基本原則としているが、一連の最高裁判決は、これらの憲法原理に反しており、それゆえ克服されるべき判決である。

4. 国の特例的関与（補充的指示権）の特徴と法的問題点

政府は、今年 6 月、地方自治法を改正し、新たに「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を設けて、国の特例的関与を認め、その中でも権力性の強い補充的指示権を国に認めた。国の特例的関与は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生または発生の恐れがある場合（＝非平時の場合）に認められる。

これまでは、国の関与のなかで権力性の強い「是正の指示」は、①平時の場合に、自治体の事務（自治事務と法定受託事務）のうち、②自治体の「法定受託事務」の、③違法状態を是正する場合に限って認められる、④事後的関与であった。これに対して、改正地方自治法の特例的関与（補充的指示権）は、①非平時の場合に、②自治体の事務全般に（法定受託事務に限らず、自治事務にも）及び、③自治事務処理の違法な場合に限らず、適法な自治体の事務に対しても当該指示を行うこ

とができ、さらに、自治体の判断を必ずしも前提としないことから、④事後的関与・事前関与を問わずに、自治体の判断に国が介入することを可能とした。

また、非平時の場合として大規模災害や感染症以外にも武力攻撃（国民保護法など）にも及ぶ恐れもあること、しかも平時と非平時の区別の曖昧さがある（国の恣意的判断を可能とする）こと、さらに、自治体の判断よりも国の判断を優先する仕組みとなっていることから、自治権保障のための諸原則が形骸化されかねない。つまり、今回の地方自治法改正は、人権保障としての地方自治を、有事体制としての地方自治に転換することを政府に認めてしまったことから、憲法の保障する地方自治（その本旨）に違反する立法的関与といえよう。

5. おわりに

辺野古新基地建設にまい進する政府は、沖縄防衛局をして私人になりすまさせて、国土交通大臣に裁定的関与を行なわせ、また、地方自治制度（平時における国の関与）を使って、地方自治が機能しない危機的状況をつくりだした。これに対して、最高裁は実体審理を回避するなどして、結果的に、政府の施策を追認する（行政に対する司法的統制が機能しない）役割を果たしている。

沖縄は、復帰半世紀余を経てもいまなお、法治主義や地方自治の例外状態にあり、日本の法治主義・地方自治の限界の諸相が集約的に顕出している。これは、沖縄の人々の平和と快適な環境の中に生きる権利と、そのための民主的な地方自治の保障を、根底からくつがえすものである。また、改正地方自治法は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」（＝非平時）という名の下で、非平時における国の特例的関与制度を設けることで、地方自治が機能しない有事法制度を整えた。辺野古をめぐる裁判と改正地方自治法のいずれにおいても、その反国民的・反憲法的本質が問われている。

地方自治体と戦争遂行体制

—「辺野古後」の国地方関係—

前田 定孝 MAEDA Sadataka (三重支部)

1. はじめに

2013 年 12 月 27 日の仲井眞知事（当時）の沖縄防衛局長に対する公有水面埋立承認処分以来の一連の辺野古訴訟は、地方自治体と国との間の「団体自治」をめぐる法的争いであった。この争いは、機関委任事務制度という国と地方自治体の上命下達関係を廃止し、国地方関係を「対等・協力」とした 1999 年の地方分権改革の趣旨に沿った争いであった。本報告はこの一連の裁判を踏まえ、国地方関係がどう変容させられ、そこで市民と科学者は今後をどう展望すべきか、考察する。

2. 一連の辺野古訴訟判決が示した国地方関係

辺野古訴訟の一連の最高裁判決において国地方関係について示唆したものは、裁決の違法性について最 1 小判 2022 年 12 月 8 日が、（県知事の法定受託事務についての裁決権が国の法令所管大臣にゆだねられている趣旨は）「当該事務に係る判断の全国的な統一を図るとともに、より公正な判断がされることに対する処分の相手方の期待を保護することにある」とした。そして不承認処分についての最 1 小判 2023 年 9 月 4 日は、「法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分について、これを取り消す裁決がされた場合、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従（う）……義務を負う」と、地方自治体と国との対等性をまったく考慮せずに、沖縄県知事を敗訴させた。

その後国と自治体の関係はどう変動したのか。

3. 国に「補充的指示」権を与えた自治法改悪

地方自治体と国とは法律上「対等・協力」の関係である。そこで国は一方的に命令できず、地方自治体の側も法定受託事務についてみずからの判断で事務遂行できる。ところがこの 6 月、地方自

治法に 252 条の 26 の 5 が挿入される法改正が行われた。その内容は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の発生の際に、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において」、「（国の大臣の）その担任する事務に関し」、……「生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるとき」、各大臣は、普通地方公共団体に対して「当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため……必要な指示」をすることができるというものである。

それは「補充的指示権」と呼ばれることもある。

「指示」とは、第 1 に一方的に法的強制力を持つ「命令」である。第 2 に今回の「指示」は、辺野古訴訟で問題になった「是正の指示」と違い「違法である場合」に限定されない。

上記でいう「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」のことを、「非平時」という。「想定外」である。元来このような想定外事態については、災害対策基本法をはじめ個別法で措置されている。今回の法「改正」は、このような「想定外」を最大限に想定、したうえで、これをあえて「非平時」と称して、そこで個別法の根拠のない「補充的指示権」を国に与えるというものである。

「指示」という「命令」は、地方自治体の長の判断が国と食い違った場合に、それが国目線で違法と判断される場合に、国の大臣が地方自治体の長に対して、「国の関与の類型」にしたがって一方的に命令・強制できる。これを「関与法定主義」という。しかし今回の法定化によって、国の関与を拡大するものになってしまう。

そもそも地方自治法が地方公共団体に命じる「事務」には、「自治事務」と「法定受託事務」の 2 種類がある。このうち、是正の指示と代執行の対象は、法定受託事務に限定されている。ところが改正法 298 条によると、「第 252 条の 26 の 5 第 3 項の規定により処理することとされる事務」は、「法定受託事務」として扱われる。

今回の地方自治法改悪は、この国の関与の「ルールを真っ正面から否定するものである。

4. 戦争遂行体制に組み込まれる地方自治体

辺野古の場合、埋立承認から代執行まで、実に 10 年も要した。この過程の「効率化」なしに「安心して戦争などできない」。国と法関係に変動をもたらす動きは、今回の補充的指示権規定の追加に限定されない。たとえば、以下の例がある。

①土地利用規制法

自衛隊および米軍の「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止する」ために、注視区域及び特別注視区域の指定、当該土地等の利用規制等の措置について定めるもので、すでに全国の自衛隊駐屯地や無線所、および米軍基地が指定された。また、同法上の「機能阻害行為」を行った者には、それが自分の土地であったとしても、懲役・罰金との罰則が適用されうる。

②特定公共施設等利用法

「武力攻撃事態法」に基づく武力攻撃事態が宣言された場合、対策本部長（内閣総理大臣）が、「対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため」、港湾、飛行場、道路、海域、空域、および電波について、各「利用指針」に基づいて、「当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる」。そこで上記各施設等管理者につき、本部長の指示にしたがった対応が求められる。この場合の港湾施設等には、都道府県や市町村が管理するものも含まれる。

③「特定利用空港・港湾」

「特定利用空港・港湾」として全国で 28 箇所が指定された。これは、内閣官房長官を議長とする「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」（2023 年 8 月 25 日）等での口頭了解により設置されるものであり、国会制定法にもとづくものでもない。「特定利用空港」に、国営空港を指定するとともに、福江空港（長崎県）、石垣港（石垣市）、博多港（福岡市）、高知港・須崎港・宿毛湾港（高知県）、高松港（香川県）、敦賀港（福井県）などの地方自治体を運営主体とする空港・港湾も指定された。これらの「特定利用空港・港湾」は、「武力攻撃事態」に至らない「重要影響事態」や「存立危機事態」の段階で、自衛隊等が「柔軟かつ迅速に施設を利用できる」。特定公共施設等利用法と「特定利用空港・港湾」の 2 つの仕組みを使って、切れ目なく戦争のために空港・港湾の優先利用がめざされる。

前者の仕組みは、地方自治体が国との間で「任意」で「対等」の契約の締結を通じて、地方自治体に対する法的義務づけを課す。

④住民個人情報自治体の長が自発的に自衛隊に提供する仕組み

防衛省および総務省からの通知を契機として、18 歳および 22 歳の住民個人情報の提供を市町村に求める事案が全国各地で発生している。これは、各市町村長がその裁量で自衛隊各地方連絡部に、名簿提供することを求めるものである。

5. おわりに

これらの事態から、日本政府は地方自治体の協力なしに戦争遂行ができないことを意味する。国は、あらゆる手段で地方自治体を事実上の、あるいはあわよくば法的に、国の下部組織にしようとしている。しかしながらこの 10 年の辺野古裁判にもかかわらず、法的に国地方関係を逆転させることはできなかった。「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法 1 条の 2）一環として地方自治を通じて戦争を止める。これが本稿の結論である。

能登半島地震に学ぶ — 沖縄辺野古新基地の安全性 —

立石雅昭 TATEISHI Masaaki (新潟支部、新潟大学名誉教授：地質学)

1. はじめに

2024 年元日に発生したマグニチュード 7.6 の能登半島地震は、石川県能登北部に甚大な被害をもたらした。この地震は、日本における内陸直下型（活断層型）の地震としては、1891 年の濃尾地震（M8.0）に次ぐ大地震であった。この地震による地殻の変動は、能登半島北部の海成中位段丘の分布高度から予測されていた。

日本列島はこの 40 万年間、太平洋側で沈み込むプレートによる応力下で、地震に伴って間欠的に隆起してきた。翻って、沖縄島における海成段丘の分布高度も、地球史的な最近の地震・地殻変動を示すものである。能登半島地震の教訓を生かす視点から、名護市辺野古周辺の段丘の分布をもとに、辺野古新基地建設地の耐震安全性について報告する。

2. 辺野古周辺の段丘

能登半島地震では、北部から西海岸地域が 2m から 4m 隆起した。その兆候は、能登半島北部から中部にかけての高位から中位の海成段丘の分布から予測可能であった。ここでの中位段丘は 100m から 120m の高さに分布している（小池・町田編、2001）。海成中位段丘は太平洋岸では四国室戸半島で最も高く 170m に達する。日本海沿岸では、福井県越前海岸、能登半島北岸、佐渡外海府で 100m を越えている。

辺野古においてもその構図は同じである。普天間基地「代替施設」とされている辺野古埋立予定地の西、キャンプシュワブと辺野古集落は、段丘面上に立地する（図 1）。辺野古集落は 20 数 m から 40m 近くの中位の海成段丘と、4m～8m の低位の海成段丘面に広がっている。それぞれ、何段かの平坦面から構成されている。能登半島地震では、沿岸部の隆起によって 4 段目の低位段丘が新たに

生じた。

図 2 に、辺野古周辺の高度分布とその地形断面を示す。中央部を北西―南東に流下する辺野古美謝川を挟んで右岸（西側）と左岸で、その高度に大きな差があり、更に、左岸は特徴的に西に傾き下がっている。まずは、これらの堆積物が海の堆積物であるかどうか、そして、想定される活断層の両側で同一時代の地層に高度差があるかどうか、調査・解析が必須である。加藤（2018）は、沖縄防衛局による大浦湾側の音波探査記録をもとに、辺野古美謝川とともに、名護市素久から東海岸に平行して伸びる海底のくぼみに沿った活断層の可能性を指摘している。それぞれ辺野古断層と素久断層と呼称されている。大浦湾側の素久断層の活動で、西に傾き下がる地塊が大規模に隆起するとともに、その地塊は辺野古断層で西側（辺野古美謝川右岸）の隆起がもたらされたと推定される。両者は、12～13 万年以降も活動してきた活断層である。

3. 地震とそれに伴う地殻変動を無視する埋立計画

辺野古の新基地建設を進めるに当たって、防衛省は地震並びにそれに伴う地殻変動を全く無視している。政府・防衛省のずさんさは明らかである。

埋立による基地建設に当たって、辺野古周辺で中位・低位の海成段丘堆積物が、どのような大地の変動で、現在の高度に分布するに至ったのか、検討・解析することが求められる。辺野古断層が長さ約 10km とすると、そこで発生する地震の規模は M7 に達する。しかも、この地域では、両活断層が連動する可能性もある。にもかかわらず、防衛省は埋立地を襲いうる地震の揺れを震度 4 クラスとの想定にとどめている。

政府・防衛省は、能登半島地震に学び、その教

訓を生かすことを放棄している。防衛省の「建設ありき」の姿勢は、地域の地球史的変動を無視していると言わざるを得ない。

引用文献

加藤 祐三 (2018) 辺野古新基地の活断層と地盤. 季論 21, 2018 年秋号, 109-117.

小池・町田編 (2001) 海成段丘アトラス. 東京大学出版会, 122pp.

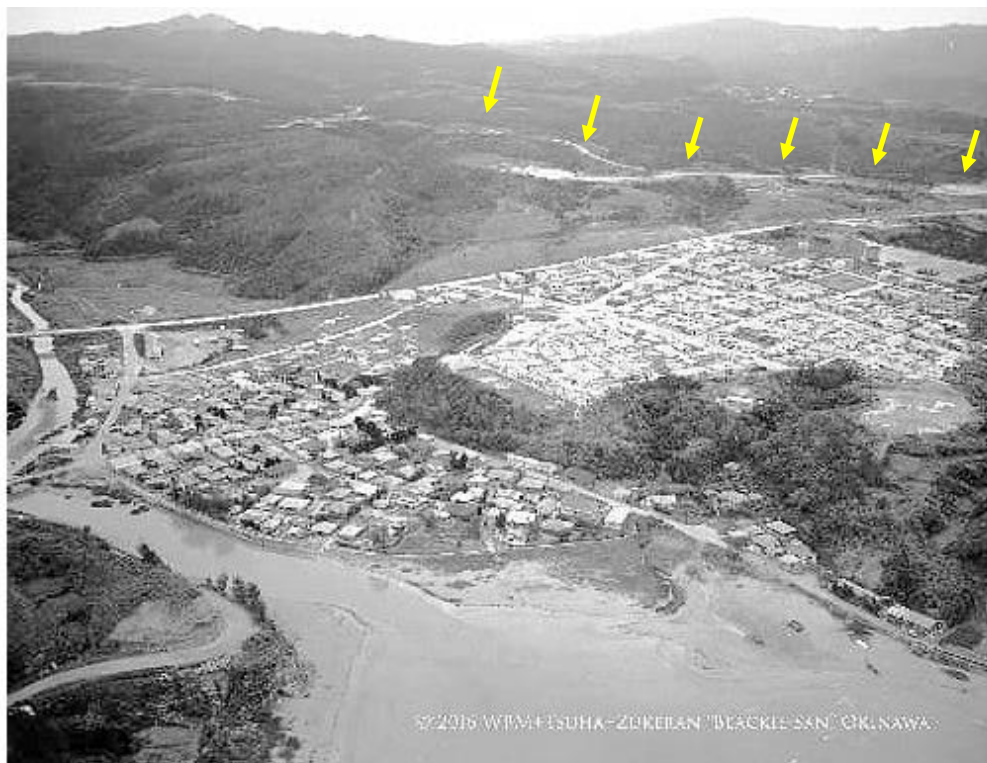


図 1. 名護市辺野古の段丘面上に立地する集落 低い方は低位段丘。右上の集落は中位段丘面上。写真右にキャンプシュワブが広がる。右上の白い線状の部分（矢印）は活断層が指摘される（加藤、2018） 辺野古美謝川。

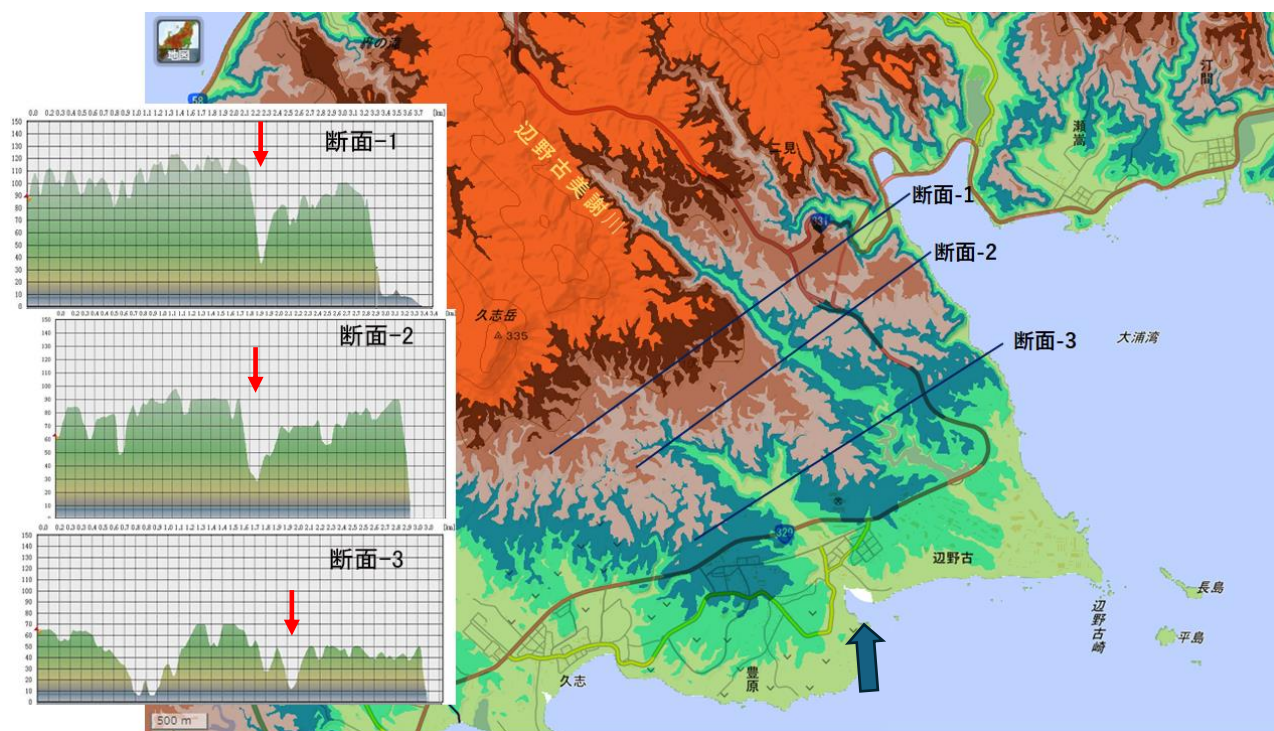


図 2. 名護市辺野古周辺の高度分布と地形断面 地形図の色調は高度による区分で、図 1 の辺野古集落（矢印は図 1 の撮影方向）の高い方は緑、低い方はうすい黄緑。断面図の赤矢印は辺野古美謝川、右端は海岸。

「大分敷戸ミサイル弾薬庫問題」 ～住宅地に軍事目標を置く政策とは何か～

合田 公計 GODA Kimikazu (大分支部)

1. はじめに

地元で敷戸弾薬庫とも呼ばれる陸自大分弾薬支処は大分駅の南 5km 余りの住宅地にある。ここで、大型弾薬庫 9 棟の新規建設計画が進行している。なぜ人口密集地の真ん中に外国領土直接攻撃ミサイル用の弾薬庫を建設するのか。そのようなミサイルは専守防衛に反するではないか。爆発等の事故の危険性だけでなく、戦争となれば真っ先に狙われて、住民に被害が及ぶではないか。これは住民説明会（昨 23 年 11 月 2 日、敷戸小学校）でも何度も出された住民の不安であり、批判である。大分の大型弾薬庫建設計画の公表は 2023 年 2 月（この時は 2 棟）。南西諸島の軍事要塞化（後述）に続き、本土最初の大規模弾薬庫建設である。けいはんな京阪奈学研都市の真ん中にある京都府精華町ほうその祝園弾薬庫でも 8 棟の弾薬庫建設が計画されている。弾薬庫を 2023 年度からの 10 年間で 130 棟建設するのが政府計画であり、今後各地で起こる問題である。基地や軍事通信その他の軍事施設、また民間の空港や港湾も軍事利用を行えば軍事目標となる。石垣、宮古等南西諸島や大分、祝園その他で市民運動が組織され、運動が展開されているⁱ。

2. 南西諸島の軍事化と全島避難計画

沖縄本島はじめ、九州本島南端から台湾近海に至る南西諸島では、弾薬庫、通信施設、ミサイル部隊など自衛隊諸施設・部隊の建設・配備が 2016 年以降急速に進んでいる。しかも、弾薬庫建設を倉庫建設と、地対艦攻撃ミサイルの配備を迎撃ミサイルの配備と偽り、自衛隊の配備が島の安全を高めるとの宣伝のもとに行なわれてきた。しかしその結果は、与那国島、石垣島、宮古島などの先島諸島住民ら 12 万人の全島避難計画を防

衛省の要請により九州各県が作成中という事態である。全島避難計画は住民にとっては生活の破壊という深刻な問題である。軍備増強が生活の場を戦場としかねない危険な事態が進行している。

3. 各地が戦争計画に組み込まれて行く危険

2023 年 10 月に大分日出生台演習場などで行われた日米共同訓練レゾリュート・ドラゴン（RD23）では、コンテナが敷戸弾薬庫から大分市大在港経由で沖縄ホワイトビーチに民間のトラックと船舶で輸送され、そこから嘉手納基地に米軍と自衛隊によって輸送されたⁱⁱ。敷戸弾薬庫は南西諸島戦争計画に組み込まれている。佐賀のオスプレイ基地の強引な建設、福岡築城基地の準米軍基地化、民間空港・港湾の軍事利用など、九州は南西諸島戦争計画に組み込まれている。今後は、広島県呉、京都祝園その他各地が南西諸島の戦争計画や「継戦能力の向上」などの計画に組み込まれ、全国各地が戦場となるおそれがある。

4. 住宅地のど真ん中の弾薬庫

大分弾薬支処は第 101 弾薬大隊とともに大分分屯地にあるⁱⁱⁱ。敷地は現在約 1.56 km²、東西の最長距離約 1.5 km、南北の最長距離約 1.2 km の横長楕円形に近く、敷地内に山・谷がある地形である。

敷戸弾薬庫は住宅地の真ん中にあり、小学校や病院、住宅に隣接している。周辺 2 km の範囲に鴛野小学校など小学校が 5 校存在し、この 5 校の校区内人口だけで約 4 万人に達する^{iv}。

今から約 40 年前の衆院において既に、周辺の急速な都市化・人口増加が指摘され、同分屯地の移転可能性をめぐる質疑が行われている。当時は 33 棟の弾薬庫に TNT 火薬換算で 1 千トンの火薬（弾薬）が保管されており、その用途は日出生台演

習場などでの演習用。この事実を防衛庁(当時)が国会で確認している^v。

防衛省の火薬庫特別検査(2020 年 8 月公表)によれば、大分分屯地では 5 棟の法令違反(保安距離不足)があり、新弾薬庫を建設する余地があるのか疑問である^{vi}。当初の 2 棟の弾薬庫は、保育所や住宅から 400m しか離れておらず、この保安距離に対応する弾薬量は 1 棟約 15 トンであるが、防衛省は弾薬貯蔵量に対する質問に答えない。

火薬類取締法は民間の火薬を対象とし、許認可権限は知事にある。同法の読替により、弾薬庫の建設は防衛大臣が申請し経産大臣が承認する。同法施行規則第 32 条は、経産大臣による例外的承認を定めている。保安距離問題も含め、弾薬庫規制法制のあり方にも研究が必要ではないか^{vii}。

5. 住宅密集地に軍事目標設置は条約違反

日本が 2004 年に加入したジュネーブ諸条約(国際人道法)第一追加議定書(1977 年成立)は、その第 58 条(攻撃の影響に対する予防措置)の中で、住民を攻撃の影響から守るための予防措置を 3 項目に分けて規定している。すなわち、(a) 住民を軍事目標の近傍から避難させる、(b) 人口集中地域またはその近傍に軍事目標を設けることを避ける、(c) 住民及び民用物の保護のため、その他の予防措置をとる。この 3 項目とも、主語は「紛争当事者」、助動詞は英文では shall である。法律用語としての shall は法的義務を表す。

国際赤十字社は、第 58 条(b)項の解説において、「兵舎や軍装備品や弾薬の倉庫などを人口密集地に建設しないこと」、「そうした配慮は平時から払われるべきである」旨を述べている^{viii}。

東門美津子衆院議員は 2004 年 4 月 20 日の衆院特別委員会において、58 条(b)項に基づき、軍事目標たる米軍基地の整理縮小を求めている。これに対し川口順子外務大臣は、第 58 条の主語が「紛争当事者」となっており、紛争が起これなければ紛争当事者にならないとして平時適用を否定している^{ix}。しかし、「紛争当事者」という主語は、(a)項の避難についても同一であるが、同年

の国民保護法で「武力攻撃事態等」を想定して避難規定を作成している。平時における準備である。動かせない施設について、平時適用しない、準備しないとすれば同項は死文化する。国際赤十字の解説^xを見ても、政府の主張には根拠がない。

6. 国民が被害を受ける戦争政策をとめよう

外国直接攻撃ミサイルは専守防衛に反し、外国との軍拡競争と安全保障のジレンマに陥る危険、基地周辺の住民に被害が及ぶ危険性を格段に高める。しかし現行の国家賠償法の下では、戦争による住民被害は賠償されない。住民被害の回避政策をとらず、被害の賠償もしない政策は防衛政策ではない。米国の軍事政策に巻き込まれて戦争を始め兼ねない危険がある。戦争は物流を混乱させる。それだけでも減産、倒産、失業、インフレを招き国民生活は悲惨なものとなる。戦争の危機を高める軍拡政策を止めなければならない。

ⁱ 大分の市民運動については下記サイトを参照頂きたい。
<https://shikidoshimin.wixsite.com/shikido>

ⁱⁱ 防衛省の地元説明資料(RD23 関連、2023 年 8 月)

ⁱⁱⁱ 大分分屯地の開設は 1955 年 7 月。63 年大分市に編入。

^{iv} 分屯地から半径 5～6km の範囲に、県庁、市役所、大分駅など大分市中心部が、半径 10 km には大分市の大部分が入る。国道 10 号、JR 豊肥線、大分大学も至近距離。

^v 衆議院安全保障特別委員会、1986 年 4 月 9 日議事録、発言 No.258～264。

^{vi} 地中式(横穴式)弾薬庫にも、弾薬輸送に伴う危険や弾薬庫出入口が破壊される危険なども考えられる。46 年 11 月の福岡県添田町の二又トンネル爆発事故も重要である。この事故は、トンネル上部の山が吹き飛ばされ(推定土石量約 20 万 m³)、死者、負傷者各々約 150 名、被害家屋 135 戸、被害半径 2km の大惨事。

^{vii} 防衛省は内部通達で、「第一群、第二群の火薬庫の火災について、火薬に火が届かないことが確認できない場合は消火活動を行わない、600m 離れる」旨を指示している(陸上幕僚長「火薬類の取扱に関する達、令和 4 年 2 月 25 日」別表第一)。「ミサイルが炎に包まれた場合は 2 分以内に 1 km 離れる」(琉球新報 2019 年 6 月 5 日。原資料は陸自教範)。何れも弾薬庫の最大の保安距離(対・市街地住宅、弾薬量 40 トン) 550m より大きい。

^{viii} 解説の原文は以下のとおり。冒頭の 2251 は段落番号。

2251 This sub-paragraph covers both permanent and mobile objectives. As regards permanent objectives, **governments should endeavor to find places away from densely populated areas to site them. These concerns should already be taken into consideration in peacetime. For example, a barracks or a store of military equipment or ammunition should not be built in the middle of a town.** (国際赤十字社 HP 上のデータベースより)

^{ix} 東門・川口間の論議については、衆議院「武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」2004 年 4 月 20 日議事録、発言 No.251～255。

^x 国際赤十字委員会は同議定書第 3 条(適用期間)の解説の中で、準備措置を講じる必要のため、第 58 条は常時適用される条文グループに含まれるとしている(段落番号 149 の c 項)。

経済施策に名を借りたセキュリティ クリアランス制度による軍事動員

井原 聡 IHARA Satoshi (東京支部・個人会員)

1. はじめに

「経済安保推進法」(2022年5月)が成立し、続いて「経済安保秘密法」(2024年5月)が無風で成立した。この2つの法律は一对であり、かつ「特定秘密保護法」(以下「特秘法」)ともシームレスに運用され、市民の知る権利や基本的人権が阻害される危険性がある。報告者は、奇しくも内閣委員会の両法案の反対陳述に立ったが螭螂の斧にもならなかったようである。

経済施策を装いセキュリティ・クリアランス制度(政府の機微情報を漏らさないと認定された人と施設等に付与する資格制度、以下SCもしくはSC制度)を導入し、科学・技術、大学・研究機関等を軍事動員する狙いがある。

2. 諮問会議と準備委員会の設置

本年6月26日政府は「有識者会議」ならぬたった5人の「重要経済安保情報保護活用諮問会議」(以下「諮問会議」、第1表)と各省庁の次官からなる「重要経済安保情報保護活用準備委員会」(以下「準備会」、第1図)を設置し、もっか、パブコメに向けて「運用基準」の検討中で、12月または1月早々にパブコメへの提案が行われる。

「諮問会議」は第1表、第1図から推察すると「準備会」の提案にお墨付きを与える会議とみてよい。国会の審議で一切語らなかったSCの「運用基準」をこの「準備会」が用意する。「行政ファシズム」を疑う。

また第2図によると内閣総理大臣は毎年運用状況を「諮問会議」に報告し、「諮問会議」の意見を付して国会に運用状況を報告する。これは「特秘法」の「情報保全諮問会議」に相当する。

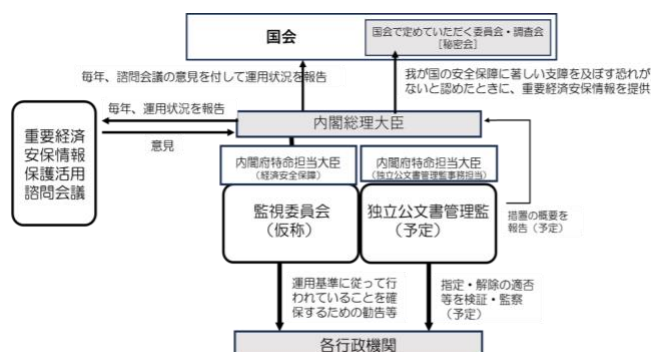
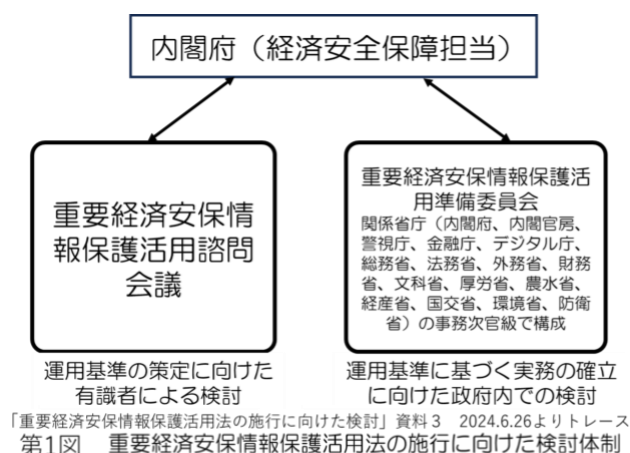
国会へのルートはいま1つ国会が設置するであろう「秘密会」、「特秘法」でいう「情報監視審査会」が想定されている。しかし、現行の「情報監視審査会」には監察権がない。第2図では、内閣

第1表 重要経済安保情報保護活用諮問会議構成員

神橋 一彦	立教大学法学部 教授		
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長		※2
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事	※1	※2
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長		
◎渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター教授	※1	※2

※1 経済安全保障法制に関する有識者会議構成員
 ※2 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議構成員

◎は座長
 肩書は「重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について」(2024.6.26)より



「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料 2024.6.26 よりトレース
 第2図 重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み(イメージ)

総理大臣の指揮下で、各行政機関が「運用基準」通りに行っているか否かをチェックし、勧告等を行う「監視委員会(仮称)」の設置がみられる。これは「特秘法」の「内閣保全監視委員会」にあたる。委員の選任、委員会の構成などはおそらく「特秘法」にならい関係行政機関の長官、次官クラスで構成されるものになろう。「内閣保全監視委員会」は「適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効

期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う」とあり、監視であっても監察機能はない。

3. 主な論点と注意点

第2表は「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料3の問題点の整理である。

筆者は、根本的には「特秘法」、「経済安保秘密法」の廃案を求めるものであるが、この2つの法の手足を縛り、実施を困難にする対応も必要と考える立場から、パブコメでは徹底的に批判することを念頭に置いて、ここでは「今後の主な論点」に沿って、第2回の審議状況および「適性評価に係る専門家意見の整理」（第2回資料3）をも踏まえて問題点を検討した。12月までには「運用基準」（案）が準備されるので、本報告の12月の時点ではさらに詳細で明確な指摘が可能となろう。

4. 「適性評価」の基本的考え方に注目

「適性評価」（「諮問会議」第2回資料2「適性評価」）では「憲法14条を遵守するとともに、基本的人権を不当に侵害することのないようにする」とある。また「プライバシーの保護に十分に配慮する」、「思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない」、「漏らすおそれがあるかないか」という観点での評価に過ぎず、その人の人格や業務遂行上の能力などを評価するものではない。そのため、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」「質問票に記入した個人情報などは、内閣府や行政機関のみが取り扱うものであって、本人の上司等その他の者が取り扱うことがないようにする必要」があるとしている。国会審議中に懸念された問題点が、基本的考え方として明示されたことは非常に重要で、これらが如何に担保されるかを見極めたい。

5. 経済秘密保護法にSCは必要か？

さらに大軍拡政策とのかかわりでもっとも重要な日米兵器共同開発、シームレスな日米軍事同盟の運用、軍需産業の共同利用・創出に関わる機密指定にSC制度は必要であっても、重要経済秘密の遵守にSCがなぜ必要なのかが明確ではない。

第2表 今後の主な論点

重要経済安保情報の指定・管理・解除
重要経済安保情報の範囲
－「重要経済基盤保護情報」
－「秘匿の必要性」
重要経済安保情報の保護・管理のための措置
重要経済安保情報の指定の解除
独立公文書管理監による検証・監察
適性評価・調査、目的外利用の禁止
適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方
評価対象者の範囲
個人情報の取扱い
適性評価後の事情変更の取扱い
苦情の申出の取扱い
目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策
クリアランス保有者であることの対外的な証明
適合事業者の認定
適合事業者の認定の具体的な業務フロー
適合事業者の認定基準
適合事業者との契約に盛り込むべき事項
適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い
その他
関係省庁や適合事業者に対する研修 など
「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料3、2024.6.26より作成

政府が所有する秘密の情報（重要経済安保情報）を受領して事業経営をするには「秘密保持契約」で十分と考える。経済安保秘密法第10条にもとづき、取扱業務の代表者、代理人、従業員の範囲、この業務の管理者の指名、秘密の情報（重要経済安保情報）保護のための施設等の設置などを取り決めればすむはずである。また政府から提供された秘密の情報にアクセスするには当該情報を知る必要性が認められる者（Need-to-Know）に限られており、いわんや他の秘密の情報（重要経済安保情報）にアクセスするわけではない。しかもほとんどの事業者にとって、外国政府・外国企業とのアクセスは不必要である。

6. おわりに

本報告は軍学共同反対連絡会 News Letter 92 (9/5 発行)・93 (予定) 掲載の「大軍拡政策の隠れた要—SC 制度の運用基準作りスタート」をもとにした。「諮問会議」進行中なので、先述の通り12月の報告に詳細な指摘が出来るものと思う。なお、拙著「経済施策に隠された軍事用途の『経済安保秘密保護法』」（『月刊全労連』2024.9）、「危険な経済秘密保護法案—セキュリティ・クリアランスの法制化の問題点」（『前衛』2024.4）などを参照されたい。

佐賀オスプレイ基地建設に反対する非暴力直接行動について

豊島 耕一 TOYOSHIMA Koichi (佐賀大学名誉教授)

1. はじめに

昨年(2023 年) 6 月に始まった、佐賀空港隣接地での自衛隊オスプレイ基地の建設工事は残念ながら着々と進んでおり、8 階建ての隊庁舎・厚生棟の骨組みが姿を現したかと思えば、その周りにも数棟の建物の鉄骨構造が立ち上がっている。

これに対して、地権者、佐賀県民、そして他県の市民が、工事開始の初日から抵抗に立ち、工事車両を止めた。その後、地権者が工事の差し止めを国に求めた訴訟、一般市民による「人格権」に基づく同様の訴訟が起こされ、また佐賀県に対しても、県民 40 人が県有地・土砂無償提供の問題で住民訴訟を提訴している。

一方で私たちのグループは、それらの訴訟を支援、あるいは参加しながらも、裁判だけでは十分ではないとして、今年になってからその違法な工事を現場で止めるための行動を始めた。この報告は、沖縄県以外では今日ほとんど見られなくなった工事阻止の非暴力直接行動という、いわば「社会実験」に関するものである。

2. 直接行動開始までの簡単な経過

佐賀空港へのオスプレイ配備計画の簡単な経緯は次のとおりである。空港建設の話が持ち上がった 1990 年 3 月、環境汚染への、そして軍事利用の漁業者らの懸念から、佐賀県と有明海 8 漁協との間で、「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」が交わされ、その覚書付属資料の中で「自衛隊との共用はしない」と明記された。「公害防止」とあるが、戦争体験に基づく当時の漁業者の反戦・平和の考えが背景にあることが西日本新聞、2019 年 5 月 23 日付けの記事にある。

1998 年 7 月、佐賀空港が開港する。2014 年 7 月、1990 年の県と漁協の約束を知らずか、或いは無視して、防衛省が佐賀県に対して佐賀空港へ

の自衛隊オスプレイ配備等を要請したことが問題の発端である。

その後、知事が配備計画の受け入れを表明、有明海漁協も公害防止協定の「見直し」を受け入れたため、冒頭に書いた流れになった。しかし漁協の中の少数の地権者はこれを認めていない。

3. 直接行動の再開

裁判を中心とした活動の一方、昨年 6 月の着工時には数度見られた現場での抗議行動・阻止行動は行われなくなった。筆者は、裁判と並行して現場での抗議も続けるべきと、裁判グループの会合など機会があるたびに主張したが、「警察から逮捕すると言われた」「ここは沖縄とは違う」などと“警告”や反論をされ、受け入れられなかった。

昨年 11 月 29 日の屋久島沖合での米軍オスプレイ墜落事故を機に、阻止行動の再開を訴える個人的なチラシを配るなど、仲間を募った。年末の 29 日、少人数の有志が集まり行動計画などを練り、次の基本認識と方針で合意した。

- 1) 違法な工事を止めるための「私人による法の執行」であり、法的にも正当な行為であること。このため行動の透明性を確保し説明責任を負う。
- 2) 非暴力に徹するため参加者には「非暴力と安全の誓約書」に署名を求める。
- 3) 警察との対話、メディアへの広報の重視。

実はこれらは、筆者と 20 年以上の付き合いのある英国の平和運動家アンジー・ゼルターの方法に学んだものだ¹。

項目 3 の「警察との対話」の手始めとして、今年 1 月 9 日、有志で佐賀県公安委員会に対し県警が違法な工事を取り締まるよう、警察法 79 条 1 項に基づく「苦情申し出」を実施した。

公安委員会からの回答がないため、19 日には我々で「取り締る」行動とその日程を記者会見で

公表した。8 社 9 名が出席、地元のサガテレビはカメラ取材、地元紙『佐賀新聞』は翌日の紙面で工事ゲート「封鎖」の日時まで予告してくれた。

1 月 25 日には上記の行動の趣旨と内容を説明する手紙を佐賀県警本部長に届け、その 2 日後に「私人による法の執行」として、工事ゲートでのダンプ阻止行動を開始した。同日「オスプレイストップ！9 条実施アクション佐賀」を結成した。

以後、9 月 28 日現在まで、月 1 ないし 2 回の阻止行動を実施している。行動は平和的に行われ逮捕者も出ていない。参加者の規模は 30 人から 50 人で、阻止行動も積算して 27 時間余にすぎないが、地元テレビや新聞のどちらかと言えば好意的な報道の繰り返し、そして自分たちの行動で実際に工事を遅らせたという体験により、参加者は大いにエンパワーされている。

4. 地域の運動圏における拒絶と理解

この私たちの行動は、最悪の場合逮捕のリスクがあるにも関わらず、数十人規模の参加者・賛同者を集め、行動の実績を積んでいる。とはいえオスプレイ反対運動の中でも十分に理解され、受け入れられているとは言えない。参加者の数も実質的に工事に影響するほどではない。またオスプレイ反対運動の多数派である裁判グループの人々の理解も十分には得られていないため、そのグループの集会での私たちのチラシの配布さえ困難である。また、地元のテレビや新聞が繰り返し報道してくれているのにも関わらず、いわばメジャー左翼紙とも言うべき『しんぶん赤旗』からは全く無視されている。

賛同しない理由として逮捕のリスクがあることが言われる。もし逮捕されると長期間勾留される場合が多いので、“釈放闘争”などに人手と時間を取られ、運動全体にとってデメリットになるというものだ。しかしそのようなリスクを取ってもやるに値するものかどうか、つまりリスクと効果とを比較しての議論は、今回に関してはまだ私の耳には入らない。

5. 運動圏での「市民的抵抗」の概念の理解拡大を

逮捕のリスクが非受容の要因の 1 つと述べたが、しかしこのような行動での逮捕はより大きなメディア露出というメリットもある。今年 1 月の最初の阻止行動の開始前に、ある通信社の女性記者に行動が終わった後のインタビューを求められた。「もちろん OK、ただし逮捕されなければの話ですが」と答えると、彼女の反応は「やめて下さいよ！もし逮捕されたらビッグニュースになるじゃないですか」というものだ。つまりより大きなメディア露出の機会が得られるということだ。

また、「市民的抵抗」＝直接行動のメリットは、すでに述べた行為者自身のエンパワーメント（自信）の他に、「覚悟ある行動」として一般市民に対して言葉以上の「説得力」を持つことだ。いわゆる「行為によるプロパガンダ」²である。

現在の内閣が進める日本の軍事化は、その規模も速度も尋常ではなく、対抗すべき市民運動の側もこれまでのやり方を根本的に考え直すべきだ。2015 年の安保法制で 10 万ものデモ隊が国会を取り囲んだが、このチャンスを野党も市民運動の指導部も有効に生かせず、法案通過を許した。「超法規的憲法保障」の手段を取ろうとしなかった彼らの責任は大きい。その違憲の「立法改憲」をベースにした今回の大軍拡と戦争こそは、どうにかして止めなければならない。オリンピックと違って「精一杯頑張った」では済まされない。今の日本はこのような厳しい局面にあるのに、自覚ある人々の多くが逮捕のリスクごときに怯んでいてはいはずがない。

[注]

- (1) アンジー・ゼルター、「非暴力直接行動が世界を変える」、南方新社、2024 年、参照。
- (2) M・ランドル、「市民的抵抗」、新教出版社、2003 年、134 ページ。

横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備の撤回と 早期全面返還を求める市民運動

後藤 仁敏 GOTO Masatoshi (神奈川支部)

1. はじめに

2023 年 1 月 11 日の日米安全保障協議会 (2+2) での合意による横浜ノースドック (以下、ND) への米陸軍揚陸艇部隊 (13 隻、約 280 名) の配備 (図 1) は、横浜市民にとって戦争の準備が身近で始まったことを実感させるものでした。

横浜では 2014 年から IR カジノ誘致反対の市民運動があり、永く苦しいたたかひの末、2021 年 8 月の市長選で、カジノ反対の山中竹春市長を誕生させ、IR カジノ誘致の撤回を実現し、ほっとしているところでした (カジノ誘致反対横浜連絡会、2021)。カジノは私たちからお金を奪うだけです、米軍基地は命を奪うものとして、米軍部隊配備の撤回と基地の早期全面返還を求める新しい市民運動が始まりました。

この部隊は沖縄読谷村にある第 10 支援群の指揮下に置かれることを見ても、南シナ海や東シナ海の島々で展開する「海兵沿岸連隊」、南西諸島などの自衛隊のミサイル部隊と一体となった中国との戦争準備の具体化であることは明らかです。

ここでは、地元の神奈川 3 区野党共闘を求める市民の会 (以下、3 区市民の会) の 2023 年 2 月から 6 月までの市議会請願運動、その後、6 月末から 12 月まで取り組まれた県民署名の運動、2024 年 2 月 8 日には部隊の運用開始に抗議する活動、その後の横浜 ND 米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会としての衆参両院議長あての請願署名の取り組みなどについて報告し、部隊の配備撤回、ND の米軍基地の全面返還を求める運動の展望について述べます。

2. 3 区市民の会の市議会請願運動

まず、地元の 3 区市民の会が立ちあがりました。神奈川 3 区は神奈川区と鶴見区からなり、私は永く鶴見大学に勤務していたことから共同代表の一

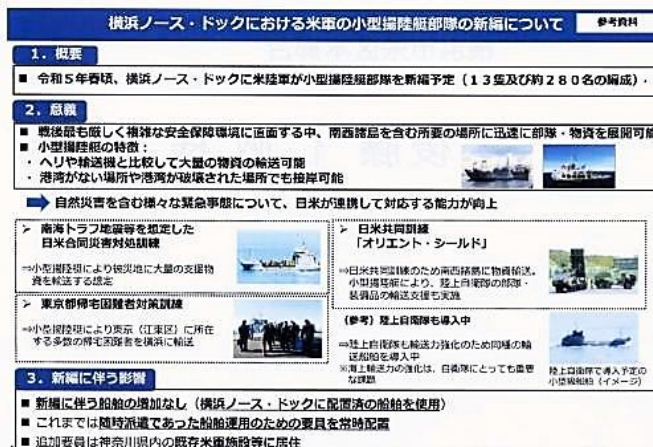


図 1 横浜 ND 米陸軍揚陸艇部隊の防衛省参考資料

人を務めていたので、この運動に参加しました。

2023 年春から配備されると神奈川県と横浜市に伝えられると、山中横浜市長は「遺憾」の意を表明し、防衛大臣に情報提供と説明、市民の安全・安心への対策を求めました。一方、黒岩県知事は容認の態度で、米軍司令官と笑顔で握手していました。私は県知事選で、岸牧子候補を応援し、黒岩知事では県民の安全を守れないと訴えました。

神奈川 3 区野党共闘を求める市民の会 (以下、3 区市民の会) では、2 月 10 日に事務局会議で、揚陸艇部隊配備撤回を求めるために、浜田靖一防衛大臣に申入れをすることになり、2 月 21 日に第二合同庁舎の南関東防衛局に行き、大江室長補佐に中原憲一・伊藤新・柴田豊勝・畑野君枝の各氏と、防衛大臣あての申入書を渡しました。

3 区市民の会では鶴見駅などで署名を集める運動を行ないました。4 月 9 日の統一地方選の横浜市議会議員選挙で、新しい市議会が発足し、5 月 17 日から 6 月 1 日まで第 1 回定例会が開かれることになり、3 区市民の会として私を請願代表者として、5 月 19 日に請願書を提出しました。中原氏らの尽力で、立憲民主党の長谷川悦子氏、日本共

横浜市議会議員 清水麻生 殿

2023年 5月 19日

請願書

請願代表者 住所 横浜市長区本町台2-12-2
氏名 後藤仁敏

紹介議員
長谷川 悦子
宇佐美 地か
井上 さくら
大野 トモイ

件名 横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備撤回を求める意見書の提出について

請願事項 ①横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備撤回を求める意見書を政府に提出すること。
②横浜ノースドックの早期全面返還を求める意見書を政府に提出すること。

陳述理由 (1) 横浜市、横浜市民会は、「横浜港の中心に位置し活力ある横浜を担う大きなゼテンショルを有している」として、横浜ノースドックの早期全面返還を求めてきたが、政府は1月12日、横浜港を管理する横浜市に相談なく、米軍近衛隊陸艇中隊(13隻、280人)の横浜ノースドック常駐を伝えた。この政府決定は、憲法に定める住民自治を基本とする地方自治の否定であり、容認できません。

(2) 横浜ノースドックはベトナム戦争時に戦場へ戦車を輸送した基地であり、最近ではCV22オスプレイが配備されている。米軍揚陸艇部隊新編の意義を、政府は「南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能」となったと説明、つまり、偶発戦争発生の際から台湾・沖縄・南西諸島と横浜港を結びつけ、前線化したことを認めています。米軍揚陸艇部隊の横浜港常駐配備に反対します。

(3) 横浜ノースドックの北西約1%にはJR東神奈川線、京浜急行東神奈川駅があり、ビル、マンションが林立し、西側は横浜中央市場があります。このような地域にある米軍基地は、横浜市民に不安を与えています。米軍揚陸艇部隊配備を撤回し、横浜ノースドックを早期全面返還することが人間の安全保障です。東アジアの平和のための協議こそ必要です。

図2 3区市民の会の横浜市議会への請願書

産党の宇佐美さやか氏、無所属の井上さくら氏と大野トモイ氏の4人が紹介議員になってくれました。5月19日、私たちは4人の議員室を回って、署名と印鑑をいただき、この日までに集まった1161筆の署名を添えて議会事務室に請願書(図2)を提出しました。その後も追加署名を集め、5月29日に二次分として415筆を提出し、合計1576筆となりました。議会事務局で点検した結果、1500筆が有効と認められました。

私たちの請願書は、6月1日の本会議で、共産党の大和田あきお議員と、無所属の大野トモイ議員が素晴らしい賛成討論をしましたが、採択は22(立民15、共産5、無所属の井上・大野)、不採択は62(自民33、公明15、維新8、民主フォーラム4、無所属2)で否決されました(後藤, 2023)。

3. 県民署名の取り組み

3区市民の会の運動はその後、全県的な大きな幅広い運動に発展し、6月29日に青井未帆学習

院大学教授ほか12名の学者・弁護士の呼びかけによる県民署名が提起され、9月末までに10万を目標として、神奈川平和運動センターと神奈川憲法共同センターが共同で進めること

図3 県民署名のリーフレットになりました。

7月14日には、「横浜NDへの米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会」(森卓爾氏と私が共同代表、飛田久男氏が事務局長)も結成されました。福田護弁護士と山根徹也横浜市長教授を共同代表とする県民署名実行委員会もつくられ、リーフレット(図3)、幟旗や横幕も作成され、全県で署名を進めました。

10月24日には57837筆の署名が集まり、先行署名3731筆と合わせて6万を超え、山中市長代理の政策局基地担当理事の目黒享氏に福田代表から、渡されました。12月20日にも追加署名が提出され、合計は58938筆となりました。

4. ND基地の早期全面返還をめざして

私たちの反対の声は無視され、2024年2月8日に部隊の運用が開始されましたが、200人以上の市民がNDゲート前で抗議行動を行ないました。

配備反対連絡会は、衆参両院議長あての請願署名に取り組むことになりました。沖縄県民の粘り強い運動に学びながら、部隊の配備撤回と全面返還を実現するまで活動が続けたいと思う次第です。

引用文献

カジノ誘致反対横浜連絡会(2021)カジノ誘致反対運動報告集, 82p.

後藤仁敏(2023)横浜ノースドックへの米陸軍揚陸艇部隊配備撤回を求める3区市民の会の活動報告。JSA 神奈川支部通信, 58(7), 9-13.



図3 県民署名のリーフレット

専門学校講義の空き時間を使った立憲主義を主題とした主権者教育の試み

大倉 信彦 OKURA Nobuhiko (沖縄支部)

1. はじめに

新基地建設工事に反対するためのキャンプシュワブ辺野古ゲート前の座り込み現場の近くに、沖縄工業高等専門学校（沖縄高専）がある。沖縄高専の学生が作った、辺野古の座り込み運動に対する高専学生の意識を取り上げた自主作成動画を見る機会があった。この動画の中で語られていた高専学生の座り込み運動に対する意見は、座り込みに理解を示す肯定的なものもゼロでは無かったが、主要なものは、「スムーズな交通を阻害し、騒音をまき散らす迷惑な行為」というものであった。

この動画を見て個人的に危機感を感じた。座り込み運動は憲法が保障しているもののはずである。地方自治の本旨に基づき（2014 年に翁長雄志知事が当選、2018 年玉城デニー知事が当選、2019 年住民投票で有効票の 70%が新基地建設反対）、集会・結社および表現の自由を行使しての座り込み運動であり、立憲主義に従って行政権は主権者による運動を尊重し要求を聞き届けるのが本筋である。しかし、高専学生の多くは、行政権力が主張する威力業務妨害や道路交通法違反（通行妨害や歩道不法占拠）を根拠にする取り締まりの論理に、見事に絡めとられている様に見えた。これは主権者教育の不足、特に憲法の理解が不足しているのが主な要因だと考えた。沖縄各地から集まっている沖縄高専生の見方は、今の沖縄の若者に共通しているのではないかと考え、演者が非常勤講師を務めている専門学校で、講義を受講している学生を対象に、正規講義を実施しつつ余剰時間を捻出して、憲法に関するミニ授業の実施を試みた。

2. ミニ授業の内容

次のような内容構成の 15 分のミニ授業を行なった。授業内容なので口語的表記が混在する。

1) 日本国憲法の三原則

<憲法条文提示 第 10 章 97～99 条>

「皆さんの中学・高校時代に習った日本国憲法の三原則について覚えていますか。」と、学生に問いかけると相当数の学生が、①基本的人権の尊重、②戦争放棄、③国民主権という三原則を答えてくれた。

ここで 98 条を読んで、最高法規であることを確認した。憲法三原則に反する法律、命令などは無効である点を強調した。

2) 憲法は誰に向けられている？

例えば刑法は国から国民に向けられている法律。

罪を犯したとされる国民は、裁判を受けて刑法に従って罰せられる。

では、憲法は誰に向けられているの？

99 条を見てみましょう。憲法を守らなければならない人々は誰。私たち？ 守ることを求められている人たち：天皇（又は摂政）及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員ですね。

憲法とは、私たちから国の権力（行政、立法、司法）に向けられた命令書です。権力の暴走を止めるブレーキです。これを立憲主義と言います。

3) 私たちは何もしなくて良いのか？

<憲法条文提示 第 3 章 10～12 条>

12 条(前半)を見てみましょう。不斷の努力について条文で確認した。

ナチス時代にナチスの政策と戦った牧師さんの

言葉を紹介します。

マルティン・ニーメラー牧師の言葉

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は共産主義者ではなかったから。

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった 私は社会民主主義ではなかったから。

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は労働組合員ではなかったから。

そして、彼らが私を攻撃したとき 私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった。

私たち（国民）が声をあげる努力しないと、基本的人権はたちまち失われてしまいます。

まずは、憲法に関心を持ちましょう。そして、国の権力が憲法違反をしていることに気付いたら、声をあげましょう。声を上げている人を応援しましょう。それぞれの場所でできることを。これが不断の努力だと思います。

＜今日のミニ授業のまとめ＞

- ①憲法の三原則：基本的人権の尊重・戦争放棄・国民主権
- ②憲法は誰に向けられた法律か：権力の暴走を止めるブレーキ ⇒ 立憲主義
- ③私たちの不断(普段)の努力が大切

3. ミニ授業の実施状況

この様なミニ授業は、専門学校で講義で空き時間ができた時に実施した。残念ながらたまにしか実施できていない。

2017 年 授業だけ

2019 年 授業と授業後アンケート

2022 年 授業だけ

4. ミニ授業を受講した学生の反応

2019 年のミニ授業終了後、「正規科目の成績には一切関係しないので、今回の憲法の話しについて興味を持てた人は、一言コメントを書いて任意に提出してほしい」旨を述べて、アンケート用紙を配布した。アンケート用紙回収率は約 90%（聴講者 124 名中 111 名 89.5%）であった。コメントを読んで類型化して、コメントの集計を試みた。多かった感想は以下の通りである（一人が複数コメントを述べているものもある）。

- ① “立憲主義を初めて理解した”
43 名（提出者の 38.7%）
- ② “ニーメラー牧師の言葉が印象に残った”
28 名（提出者の 25.2%）
- ③ “声を上げることが大切と思った”
24 名（提出者の 21.6%）

5. 今後加えたい内容

憲法前文の第 2 パラグラフ

“平和を愛する諸国民の構成と審議に信頼して、” 平和を愛する諸国家ではなく、諸国民となっていることの意味など。

6. ミニ授業を考える上で参考にした文献

- 1) 写楽編集部『写楽ブックス 日本国憲法』小学館、1982
- 2) C. ダグラス・ラミス(著)、加地永ほか(訳)『ラディカルな日本国憲法』晶文社、1987
- 3) 池田香代子(訳)、C. ダグラス・ラミス(監)『やさしいことばで日本国憲法』マガジンハウス、2002